

◎議案第1号 『横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則』制定について

1 趣旨

持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、公立学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、文部科学省が公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部改正を行い、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めた。

併せて、服務監督権者である教育委員会にも、国の指針を参考に、規則等を制定し、各学校における取り組みの実施状況を把握すること等が求められていることから、横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等について教育委員会規則を制定する。

2 対象者 給特法第2条に規定する教育職員

- ※ 横須賀市においては、
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の
校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
拠点校指導員、F L T、実習助手

3 本規則における「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」（①校外実習等、②修学旅行等、③職員会議、④非常災害）以外の業務（教材研究、部活動、児童生徒・保護者対応、地域対応など）を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間については、在校等時間を含む。

4 上限時間

「在校等時間」から所定の勤務時間を除いた時間の上限を次の通りとする。

- (1) 1か月について 45時間以内
- (2) 1年について 360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月について100時間未満、1年について720時間以内（連続する複数月の平均80時間以内かつ45時間超の月は年間6か月まで）